

第1回 流山市市民参加推進委員会 議事録（概要）

- 1 日 時 令和6年5月22日（水）午前10時00分～正午
- 2 場 所 流山市役所第2庁舎3階 306会議室
- 3 出席委員 関谷委員長、齋藤副委員長、島澤委員、羽田野委員、竹井委員、井上委員
- 4 欠席委員 無
- 5 傍聴人 無
- 6 事務局 片平コミュニティ課長、松田課長補佐兼コミュニティ係長、齋藤主任主事、内藤主事
- 7 議題
 - (1) 令和5年度終了事業の評価について
 - (2) 評価基準の見直しについて
 - (3) その他
- 8 議事内容

委員長

ただいまから、流山市市民参加推進委員会を開催します。

本日の出席をご報告します。ただいまのところ出席委員全員であります。よって、定足数（半数以上）に達しておりますので、会議は成立していることをご報告します。

まず、本日の議事の進行について、事務局の説明をお願いします。

事務局

本日は、令和5年度終了事業の評価、評価基準の見直しについてご審議いただきます。

なお、議事録作成事務の都合上、発言をする際はマイクを使用させていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

委員長

それでは、議題（1）「令和5年度市民参加終了事業の評価」を議題とします。始めに、配布資料1の説明を事務局からお願いします。

事務局

まず初めに、今年度の年間スケジュールについて説明します。（資料2）年間スケジュールをご覧ください。

今年度は、答申の審議も含めて、全5回を予定しております。

昨年度は、第2回の希望者が多数の場合開催とし、開催しない方が多数だったことにより2回目の開催をいたしませんでしたが、5年度終了事業は14件と多いことから、第2回において、「評価確定の事前のすり合わせ」をイメージしています。

第3回は令和5年度実施事業評価の確定とし、評価確定後は第4回、第5回で答申をまとめていくことと予定しています。

つきましては、5年度終了事業が多く、昨年度も評価の確定時に時間をオーバーしたことから、8月28日（水）の第3回目は開催を9時からとし、終了予定を12時として、3時間に変更させていただきたいと考えております。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

委員長

それでは、ただいま事務局から説明がありました「8月28日開催の第3回の開催時間を9時から12時の3時間にするについて」、審議したいと思います。9時から開催の場合に、ご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

《意見無し》

委員長

それでは9時からとさせていただきます。

委員長

それでは、配布資料2の説明を事務局からお願いします。

事務局

それでは、令和5年度終了事業について、簡単にご紹介させていただきます。

《今年度の終了事業について一通り読み上げる》
(No・事業名・担当課名)

委員長

それでは、事前に共有された「市民参加実施予定・結果シート」等を踏まえて各事業の市民参加手続きについて意見交換をできればと思います。

今、資料2に基づいて、令和5年度の対象事業の一覧について、説明を頂きましたけれども、皆さんには事前に市民参加実施予定シート、それから市民参加実施結果シート、それぞれがセットになったものがファイルになって送られています。これに基づいて審議を行うこととなります。

ご質問をしていただいて、最終的にこの事業について評価をいただくという流れになっていきますけれども、今日はこの後、50分ぐらいの時間で、これらについてお気づきの点があれば、ぜひここでご質問ご意見等ちょうだいできればと思います。

後で事務局の説明があると思いますが、6月3日までに、皆さんで、質問表を記入頂いて、提出頂いたご質問については、事務局にてとりまとめをして、その回答を次回委員会の前にもらうようにして、次回の委員会では、それらの回答も踏まえた上で改めて意見交換となっています。

ですから、今日はどんな質問すればいいかですとか、ちょっとこれはどうなっているのだろうかというように細かくても構いませんので、いろいろご指摘頂いて、皆さん、この後、質問を作成する参考にしていただければと思います。

ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

C委員

この資料2について、No. 3の事業について、パブリックコメントの結果の表記は「25件（4名）」の間違いではないでしょうか。

それから、資料2の1番最後のNo. 13の事業とNo. 14の事業を比較したときに、アンケートの表記ですが、No. 13の事業はアンケート31名。No. 14の事業はアンケート84件。名と件について、こだわった話ですけど、これはどちらが正しいのか、ご確認をお願いします。

事務局

はい。こちらのほうでしっかりと修正させていただきたいと思います。

ご指摘ありがとうございます。

委員長

よくあるのは、例えば1人で何件か出す場合もあるので、そういった違いである場合もありますけど、ちょっとご確認頂き、後ほどまた共有していただければと思います。

事務局

はい、共有させていただきます。

委員長

ほかにいかがでしょうか。

C委員

個別の質問じゃないですが、全14事業をざっと見てですね。

感じた点で、確認なのですけれど、1点目はですね、各事業の中で審議会とか協議会とかやるときの構成人数について、事業の中で1番少ない6～7名で審議会をやりましたっていうね、多いので17～18名でやりましたっていうのがあるんですね。

市民参加手段の中で、審議会とか協議会、その委員数といいますかね、その辺りに何か基準があるのかないのか、6名でいい、17名でいいっていう、何かその辺りで、これ事業の質問じゃなくて、システムについての質問です。それが1点目。

それから2点目、事前に何かをやって、何か案をつくって、それをね、議会に説明しましたっていうのがですね、いろんな審議の前に入っているやつ。

それから全部終わって、パブリックコメントも終わった後に最終版を行って、議会に説明しましたっていうのを明記している。

その事業が2種類あるのですよ、議会説明を明記しているものが。3件か4件ぐらいあって、ほかのところは多分1番最後にやるのだろうな、やったのだろうなと理解したんですけど、その辺りね、議会説明っていう、その時間軸ですね、それに対して、市民参加のこの委員会としてどう考えればいいのかっていうのが2点目です。

最後に3点目として、長期的にやっているやつも関係するのだと思いますが、審議会や協議会、もしくは審議会を2回や2種類やっているっていうのもあるので

すね。この違いは何でしょうか。構成メンバー、多少違うというのは理解しているのですが、話し合っ、審議会を二つやっ、年度の中で切替えていたりする事業があるのです。このあたりどうい、評価をすればいいのかと思ひました。

全体的に見た場合です、横断的に感じていて、分かりましたら教えてください。

委員長

はい。今3点質問がありました。

事務局から回答をお願いします。

事務局

はい、まず1点目、審議会の委員数の決まりということですが、基本的に審議会等は附属機関に関する条例というもので定員が定められているところではあるんですけども、各審議会において共通して決まっていることというのは、市民参加条例において市民公募（市民を代表する）委員は、原則として一定数入れるということは決まっておりますが、それ以外については、その案件の専門性ということで、いろいろ変わる事があるって一定の基準があるというわけではなく、学識の委員の方を入れる、関係機関の中で、県や国の方が多いんですけども、そういった方を入れることや、関係団体の職員として、例えば高齢者福祉だったらシルバー人材センターの方を入れるとか、そういった場合があります。

主に決まっているとすれば、市民から公募による市民を代表する委員の方を入れるということぐらいで、人数等については案件ごとに異なるというところがございます。

2点目、議会への説明のタイミング時間軸ということですが、パブリックコメントをする際に、必ず議会の全員協議会を行い、各3月・6月・9月・12月の定例会を開会する前に、議員の皆様を集めて、今回はこういう議案がありますとか、そういった公開ではなく、非公式に協議会という形で議員の皆様へ報告するなり、いろいろな政策等を報告する場があるんですけども、パブリックコメントを実施する際、また結果については、全員協議会という場で必ず報告しております。

そのため、担当課で書いてるところ、書いてないところがあるというのは、担当課の記載判断があるかと思いますが、議会への説明のタイミングということに関しては、パブリックコメントをやっている事業については、実施前と実施後で必ず実施しているということが一つと、あとは議会への報告、議会全体への報告を議会の報告と読むのか、常任委員会がそれぞれございますので、常任委員会の報告もそれも議会報告というのであれば、それは政策を進めるにあたって、各担当課の判断で逐次行われているものと理解していただいで大丈夫だと思います。

事務局

例えば事業 No. 12番の成年後見制度促進施策の方針を決める計画のところ、確かに審議会、という形で2つ載っていたので、個別的に2つやらなきゃいけないというわけじゃないかと思ひます。

この計画がやはりそれぞれ専門性があったり、こういった形で審議会を開催してやりたいということであったりという、各担当課の判断でやっているかと思ひます。

必ず一つでなければいけないと、かっ、ということもないですし、計画的には重複し

てしまう可能性もあるので、なぜやられるのかって言われると、それが審議会ごとにこの計画を定めているわけではないので、計画の内容として2つに図ったという担当課の考えだと思われま

す。個別的に各担当課に聞かないと、それぞれの理由というのはそこまで正確には分からないかとは思いますが、恐らく計画の内容の問題かと思

委員長

よろしいでしょうか。今の3つのご質問で、1点目について、市民を入れるっていうようなことは一応ベース的にということですね。男女比については、どうなのでしょう

事務局

指針としてなるべく4割以上、入れるように努めることというのは市全体の中で共有されています

委員長

それとあと2点目の議会の報告については、もちろん全員協議会とかそういったところで事前に報告する

。多分、もっと前の段階で説明をするようなケースっていうのは、これは非公式な場合もあって、よくあるパターンというのは、非公式にやりとりをして、なかなかちょっと、うまくいかない場合には、流れが止まってしまうというケースもよくあって、そうすると、そういう段階で、その事業そのものが、なかなか予定どおり進まない、市民から意見をもらう部分がなかなか膨らまなかったということも、場合によってはあるかもしれないですね

事務局

そうですね

。当然、政策が大きいとか市民への影響が大きいことについては、パブリックコメントの前段階でも、議会にそれぞれ説明をする、全員協議会等で説明するということはまああることだと思います

委員長

それは直接市民参加にどう影響あるかというのと、またちょっと別問題であるとは思いますが、一応そういうふうなこともあるということは一応了解しておくということ

で。他にはいかがですか

D委員

この資料2の中で、国や県の上位計画による実施等について、市が担当の場合は、これは市が全て責任を持っていろいろやろうというふうに理解できると思うんですけどね

。これは国や県が担当になった場合、そういうところを評価するときに、何か基準というか、いやいや、これは国が言っているから、それはできません等、その辺のところは、どの程度の問題かということだと思うんですけど、もし何かあれば

よっと教えていただければと思います。

A委員

話をちょっと被せますが、例えば交通安全基本計画と言うのがあって、当該年度において講ずべき交通安全施策及び都道府県交通安全実施計画の作成基準となるべき事項について定めています。都道府県はそれに対し、地域の実情にあった計画を作成しています。要は上位の計画っていうのが、県だろうが国であろうが、そこは土台となって、後は市として、どういうふうに、それに反しない形でやっていくっていう形でやるのではないかと思います。

違いますか。

事務局

はい。先ほどおっしゃったようにですね、国や県が上位計画を立てている場合には、やはり参酌すべき基準なのかとか、それを標準にするのかっていう基準があるかと思いますが、それを踏まえた上で、市の裁量を担当課は把握しているはずなので、それを今回市民参加の話をするに当たって、必要であればそういったようなことをお話しすることもできるかと思いますので、そこは検討をすべきところなのかなと思います。

いずれにしても、国や県がどこまで裁量としてもっているのかっていうのは、担当課のほうで把握しているのでそこは、確認できると思います。

D委員

国が行っている事業があって、その範囲内で、市の対策というかそういうのを、それに基づいて行くと、それであれば、実態的には、市が全部ではないまでも、おむね進めているというふうな理解でいいのでしょうか。

事務局

そうですね。

いずれにしても全く何も裁量がないっていう話ではないかと思います。

少なくともこれを計画として上げて、計画を市民の方に、これはどうですかっていう投げかけをしている以上はある程度の裁量があると思います。そこを確認していただく。そういう、どれだけ参加しているのかっていうのを確認していただくっていう方向性なのかと思います。

委員長

上位計画は、大体総合計画の中で、よく施策とか事業がどういう位置づけになっているのかっていうことを明らかにする場合に、国の制度に基づいているとか、県の施策に基づいているっていう形で示すことが、しばしばあります。

それに基づいて、それがどういう流れの中に位置づけられ、あるいは、上位機関がどれぐらいの予算を出して、自治体としてはどれぐらいの予算を出しているのかっていうことが明らかになる、そういう形で見ることが多いのですが、市民参加のシートなので、市民参加のシートに上位計画有無を入れている意図っていうのは、どういう意図はどの辺にありますか。

事務局

ちょっと私どもも、当時、こういった趣旨で入れたかは現在把握していませんが、歴代の委員が審議をしていく中で、多分そういった議論になりやすかったので、審議の参考として、入力している部分になるかとは思いますが。より議論がしやすくなるようにという趣旨ではあると思います。

委員長

今こうなっているっていう確認でいいと思いますが、例えば、国のこういう方針でやれというふうになると、自治体は基本的にそれに従わなきゃいけないと部分が色々出てきます。

そうすると、例えば指定期間が切迫している中でこれをやれって言われるときには、自治体としてはもっと市民からいろんな意見を募りたいんだけど、時間がなくて、この手法しかとれなかったなということが、例えばあつたりすると、これをどう評価すればいいかなど、っていう話に例えばなつたりすることはあるので、そういう意味合いでちょっとこの部分については抑えておいていただけたらと思います。

他にはいかがでしょうか。

副委員長

資料を拝見させていく中で、気になったところがあります。

委員の皆様は、この資料を補足するツールみたいのは用いられていますでしょうか。というのは、持っていらっしやらないということであれば、やっぱり、市のほうから出してもらおうという形になると思いますが、特に気になったのが、資料の予定シートと、それから結果シートに分かれていて、結果シートのなかに市民参加の実施内容、多分我々が評価を判断するとき、この実施内容、多分注視するんじゃないかと思うんですけども、その中で、⑥対象者人数ここを見てると、情報を提出頂いている課のところちょっと、判断が分かっているのじゃないかなと散見された。

というのは議会とかパブリックコメントとかっていうのは、そんなに変わらないですが、アンケートとか、諸々のところです。

特にアンケートっていうのは、配った数が結構書かれていて、それだけを見てると、1500人ものアンケート結果から、計画を出しているからと、ちょっと誤解しやすい。実はこの数字は、アンケートを配った形で、実際集まったのが約700件です。

資料を読む際に、市のほうで、関わる資料等は、市のホームページに公表しているから、それも見ながら、判断してねって書かれている。

もう実はアンケート結果とか、そういった諸々の情報っていうのが読み込んでいかないと、ちゃんと判断できないっていうのは、この委員会のシステムになっていて、この資料を読んでいく際に誤解しないほうがいいなというのと、あとその誤解が生まれないようにやっぱりこの場で、こういう資料を読んでここは判断しましたというところをある程度明示していかないと、正しい判断ができないのかなと思いました。

そういう齟齬が生まれえないような進め方をしていただけるといいかなと思います。

1案としては、ワークショップ形式で何か表を出して、みんなで、最初に評価を

合わせて出してしまっていて、分かれたところは一体何で分かれたのかっていうのを明確にしていくっていうのは、オープンにできるやり方かなと思います。

けれども、ノウハウというところで、ハードルがあると思いますので、そこは事務局の方でやりやすい形を検討していただければと思います。

ちなみにアンケート結果については、ほぼ、市のほうで公開しているので、何通集まって、それが何%ですというのは書いてあります。

できればなんですけど、ここに書かれている情報っていうのは、配った数しか書かれていないので、ちゃんと回収した数っていうのを資料として、補足資料として、お出しただいただければ、皆さん判断がしやすいと思います。

そこら辺は事務局のほうで、ご検討いただければと思います。

そのほかにも多分皆さんの中で、これって本当にこの数なのかっていうところで、担当課までいかななくても出せるものって多分あると思います。

だから、ここは情報の均等均衡化、というところで、それこそ去年の議論じゃないんですけど、CCをつけてメールをやりとりする等ありましたけれども、全員は全員に対して、配信していくような形で情報共有していくことをするとバランスが良くなるのかなと思います。

C委員

私の勘違いかもしれませんが、少なくとも去年は提示された資料だけでは判断してなくて、パブリックコメントについて、ホームページにパブリックコメントの一覧が全部出ている、B委員も広報IDを気にしていましたけれども、読んで、どんな質問、どんなコメントがあって、それに対してどう答えているかっていうのを一つひとつ確認してから、最終的にこの評価を出すということを、以前から、私はやっています。

ただ、アンケートについてもね、各事業を見れば、アンケートの何件答えが返ってきたとか、この項目については、何%だとか、そんなデータも、ホームページにあったような気がするんですけどね。

事務局

はい。

C委員

ですよね。

副委員長

ありがとうございます。

実際は、アンケート結果という形で出されているものもありますが、ないものもあって、それはどこに調べるかっていうと審議会の議事録とかに行かないと確認できないというところで、例えばグーグルの検索で、「流山 高齢者施策の計画 アンケート結果」と打っても出てこなかった。

というところで、ちょっとこのあたり、委員間の中で、情報の格差が出てしまう。具体的に申し上げますと、事業 NO. 8 番、高齢者支援の実施結果シートで、その対象者に、①65歳以上の市民2,000人、②のところでも市民1,000人と書いてある。

これだけを見ると、2000人に、1000人から情報を集めていると思いがちですが、実際は、回答者約600人が回答しており、っていうところで、担当課のほうで判断が分かれるっていうのは、ある話ではあると思うんですけど、我々が判断するとき、それがあってはいけない。そのあたりの均衡はちょっと図っていく必要があると思います。

委員長

はい、十分配慮します。
事務局からどうぞ。

事務局

はい。今ご質問頂いた件で、おっしゃっていただいたとおり、予定シート・結果シートのほうに、ここに書き切れない情報として、審議会、パブリックコメントの手続っていうところで、各担当課の回答だったりっていうところ、審議会の内容だったりというところを、全ての資料を実際に印刷していくとなるとですね、どうしても大量な情報になってしまうというところもございますので、我々のほうから関連するホームページの広報IDということで、市ホームページ上で、ID検索というところで検索をしていただきますと、実際の個々の情報にすぐ飛ぶことができるっていったところで、この結果シートについて、ここに書き切れない情報に関しましては、実際に委員の皆様で、ご確認をしていただきたいというところもちろんあってですね、こちらのシートの修正をしているというところではありますし、仮にそのホームページにも載っていない情報というところは、ぜひ質問票で、各担当課に投げかけていただいて、そちらの回答をまた皆様に連携させていただきたいと思っておりますので、事前にお渡ししている資料というところでは、こちらの予定シート・結果シートから皆様のほうで、広報IDで情報は、ご確認頂ければなど、我々のほうは、そう考えて、広報IDを載せさせていただいております。

事務局

補足として、副委員長からおっしゃっていただいた、ちょっと結果シートの表記が分かりにくかった部分について、事前にお話をお伺いしたときは、事業No.7番の障害福祉のアンケート結果、次に事業No.8番の高齢者支援のアンケート結果の部分、と、最後に、事業No.13番の住民票のパブリックコメントやアンケートの結果の部分が、ちょっと人数の把握ができなかったというご意見を頂きましたので、こちらについて我々事務局のほうで担当課にお伺いしまして、質問票のほうに、回答結果を記入して、委員の皆様にも実際の実数をお伝えできればと思いますのでよろしく願いいたします。

また、その他の点でも、この結果シート・予定シートについて分からない点がありましたら、これも質問票にて、ご質問頂ければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長

今後に向けてっていうことであれば、シートの書き方で事務局のほうから次年度以降、各課にどういうふうになることを記入すべきなのかっていうことも確認はしていただけるとよいと思います。その辺も合わせてご対応いただけたらと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

C委員

後で議論するかもしれませんが、この市民参加の方法のマニュアルについて、前期委員会で見直したのですが、パブリックコメントなんかは早めに実施してくださいってことは書いてありますけど、早い時期にやって、審議会とか、意見交換会とかがダブるような形で、フィードバックかかるようなそういう実施をしてくださいってものが見直されて、令和5年度の事業からですね、そういうふうな方向でご指導されたというふうに理解しているんですけども、実際この14事業を見てみると、やっぱりパブリックコメント、1番最後にやっていますね、フィードバックがどうかかったか分からないけれども、ほとんどが見直しなし。

これはどうなんでしょうね。

各担当課が、理解してないのか、徹底されてないのか。無視されているのか。

その辺りどうお考えでしょうか。

事務局

こちらについてはですね、前期委員の中で、市民参加の職員向けマニュアル、改正していただきまして、この内容間違いなく職員のほうには共有されております。

その中で、ちょっと今おっしゃっていた部分とちょっと認識の違いがあるかなというのが、パブリックコメントを早期にやるのが、より良いですよという、よりよい評価としてのお示しだったり、パブリックコメントをやっている間に、意見交換会等をやるとより良いですよっていう話であって、義務ではないんですね。

パブリックコメントを早期にやりなさい。絶対やらなきゃ駄目です。とか、パブリックコメントの間に意見交換会を絶対にやりなさいという義務ではないので、担当課において、その事業のスケジュールの中で、スケジュールも考えるときの一つの情報としてはもちろん提供しておりますが、義務ではないので、その中で担当課がどういったスケジュールを選ぶかっていうのは、また別になって、今回はそれぞれの事業スケジュールが出てきているというところです。

パブリックコメントの中で意見交換会をやっているって言う課も確かにあり、マニュアルを見ていただいたところもあると思うんですけど、そういった課によった選択が、それぞれなされているという形になります。

副委員長

最後に、ちょっと今評価について、やはり市民参加の在り方について、私もちょっと、見ていて、何かほかにもやり方だってあるんじゃないかなって個人的には案を思っているんですけど、それは個人的でしかないの、ちょっとこの場では割愛させていただきますが、せっかくですね、委員会としてこうやって知見を持ってらっしゃる方が集まっているので、もしパブリックコメントで限界があるのであれば、何かほかの市民参加の在り方があるんじゃないかということで、この委員会の中で、1案出してもいいんじゃないのかなと。ちょっと思っているところがございます。まだこれが始まったばかりですので、皆様の中でですね。

実際やっぱりパブリックコメントって一応資料、一旦計画が出来上がって、それからやるというスケジュールの関係上、ぶっちゃけていいのか分からないんですけど、やっぱり結構スケジュールの後ろになってしまいますし、何だかんだ年度のぎ

りぎりのところで、もう何かパブリックコメントは集めたけれども、計画に反映してるともう時間がないっていう、そういう時間がないことを理由にはいけないけれども、どうしても出てくる方法じゃないかと思ってしまっているんで、それを無理やり、いや、そうじゃなくて、もっと全部のスケジュールを前倒してやればいいじゃんというところが1案としてあるかもしれないけど、それだったら、何か別に、市民参加ができるような、何か仕組みがこういうのもできるんじゃないっていうのを言ってあげられると、我々の委員会も、もうちょっと、有意義なものになってくる。

そういう議論も、今年度できればいいんじゃないのかなと思っています。
よろしくお願いします。

委員長

それが評価の中で、いろいろそういった条件的なものを盛り込んでいくこともいいと思います。

なので、なかなか書けない部分があったりしますから、ぜひその辺はご意見としてはそれぞれの事業ごとに頂戴できればと思います。

今のことに関して、昨年度も少し申し上げたんですけれども、やっぱりちょっと気になっていますのは、それぞれのシート、特に、結果シート、両方そうですけれども、市民参加の方法についてっていうので、一応市民参加の方法は、このマニュアル上あるいは条例上でいうと、審議会、アンケート、意見交換、公聴会が出てるんですね。

あるいは政策提案といったようなものが、手法としては、それ以外の効果的な、と認められるものを検討するっていうふうにうたわれています。

要するに各課でどの手法が望ましいのかっていうことは十分に検討して進めるっていう、内容になっています。

だけど、各課の中で、この手法、例えばパブコメと意見交換会を取上げました。パブコメだけにしましたかってその判断とか判断理由っていうのはこのシートの中では、明確になっていない。

でも市民参加ってことを考えたときには、私は各課でどういう検討がなされたかっていうことを少し明らかにしていくということが大事だと思います。

今日も少し質問の中で盛り込んだところもありましたけれども、今年度もう少しそれを意識しながら、質問とか評価業務をしていければいいのかなというふうなことを思いました。

もう1回ちょっと事務局のほうで、ご検討ください。

事務局

はい、そうしましたら、今ご質問頂いた選択した理由っていうところにはなりますが、一応各シートの予定シートの市民参加の方法についてということで、実施方法の1番右の欄にですね、市民参加の方法を選択した理由ということと、実施時期を選択した理由ということで、あるんですけれども、実際にはもっと深い意味でのっていうところもちろんあると思うんですが、担当課として、選択した理由っていうところはしっかりと予定シートのほうにも記入していただくような形にはなっております。

委員長

個々の方法を選択した理由はあるのだけど、いろんな手法がある中で、この事業について今担当課としては、これこれの二つに絞りましたっていう、その二つに絞った理由ってのは載っていないのですよね。

だけど、もっと先ほど副委員長のご意見にも絡みますけれども、でももうちょっとこういう手法、例えばワークショップのような手法というものをもっと取り入れたら、もっとこんな意見が聞けた。

そういうふうな部分というのは、それは理由として時間がなかったからなのか、意見が出て困ると思ったから、そういう多分いろんな本音の部分含めて、実情を知りたい。

もうただいづれにしても、そういう、なぜここに選ばれた手法なのか。

結局、大体、昨年度も申しあげましたけど審議会とパブコメっていう手法性が大半で、なかなかそういう意見交換会、ワークショップのような場を設け、あるいは、例えばそういう政策提案っていうものをもっと募っていくとか、これ、時間もかかるし、事務局が予定していたこと、違う意見が提案された場合、ちょっと困っちゃった。だから政策提案的なことは余り触れないと、公的にはですね、そういうことも実際にはあり得ると。

ですから、いづれにしても、どの手法を、この二つっていうもし選ぶとすれば、なぜその二つにしたのか、この方法は、難しいというふうに判断したのかっていうそれが少し明らかになれば、情報はもし可能であれば、シート上にその辺を書いていただくというのは、あるいは、質問表で少し深掘りしてもいいのかなと思いました。

その点、そういう視点もあったことをまたちょっと共有させて、この議案については時間ではあるんですけども、他に委員の皆さんのほうから、質問や評価をしていくに当たって、気になる点がありましたらどうぞ。

事務局

先ほど委員長がお話しされた件につきまして、今回はもうちょっとこういった形でシートも完成してしますので、ぜひ質問票のほうでは深掘りする形をとれたらと思います。

また、二つ以上を選ばなかった理由というのは少し難しい部分があります。

やはり市民参加条例上やっぱり二つ選んでくださいっていうところで、それ以上っていうのを聞くと、やっぱり市民参加条例上は二つを求められていたからみたいな答えも往々にしてあるかなというのは予想されます。

またその担当課からやはりお聞きして、多いのがやっぱり審議会とパブリックコメントは今までやったことがあるので、やりやすかったり、ですとか、逆に、その手法が1番良いと思っていたから、あとほかの手法がよく分からないからっていうことも多いです。

そのほかの手法がどんなメリットがあって、どういったことに効果を発するのかっていうのが、もう少し分かりやすく、例えばA4 1枚等で、何か答申等で示せていけると、よりほかの手法、審議会やパブリックコメント以外を、担当課が選びやすい状況を、我々でぜひつくっていったらよいのではないかと思いました。

委員長

全くご指摘のとおりで、先ほどこの手法を選択するとちょっと大変だなというふうな側面が場合によってはあるかもしれない。

でも、もうちょっと違った面で言うと今おっしゃったように、その手法のメリットってというのは、余りその担当課のほうで知らなくて、もっと知っていれば、早い段階でその辺のやり方っていうものを踏み越えたっていうケースも、それはそれで結構あったりしますので、そういう意味では、ちょっと各担当課で、どの手法を選択するのかということを検討する段階で、それぞれの手法のメリットみたいなものをちょっと把握できるようにしていくとまたちょっと変わってくるのではないかと思います。

是非それはご検討いただければと思います。

副委員長

今の議論の中で、ケースバイケースで、この案件にはこの手法がっていうのは必ずあると思う。

議論していく中で、この案件に対してはこういうやり方も、検討してみてもいいんじゃないかという提案がご提示できればどうかと思います。

あともう一つの委員会の中でやはり、市民として、この立場者の方もいらっしゃると思うので、ぜひ、市民としてこういうやり方があったら、あったよねっていうのもお出し頂けると、非常に参考になると思います。

委員長

ぜひ、そういった形で、動いていていただけたらと思います。

それでは、この議題についてはそろそろ時間ですので、ご質問等も出てくるかと思いますが、また次回の委員会でも、それについてはいろいろ触れられることもできるので、そちらでまた議論できたらと思います。

議題1については、以上とします。

議題の2つ目のですね、評価基準の見直しについて、まず事務局のほうから、説明をお願いします。

事務局

「評価基準の見直しについて」について、ご説明します。

(資料6)「評価基準の見直しについて」をご覧ください。こちらを基に前回の委員会ではご審議いただき、評価基準にD評価を加えるかどうか、引き続き検討していくこととなっていました。

現状の評価基準ではC評価が最低評価となり、最低評価を付けるのはかわいそうではないかという、客観的な評価ではなく、主観的な評価が少なからずあるのではないかという話もありました。

そこで、従来の内容に加えて、3年前まで記載されていたD評価の項目「条例の規定を満たしておらず、不適切であると判断されたもの」というD評価を来年度の評価から加えるかどうかをご審議いただきたいと思います。

事務局からの説明は、以上となります。

委員長

評価という基準のところですね、D評価を入れるかどうかということで前回の委

員会でも皆様にご意見頂いたところでは。

一応今年度やるものについては、このままいくということにしておりますけれども、事前に、改めてこのD評価を入れたほうがいいのかどうかということで、今日、改めてちょっと確認をさせていただければと思います。

改めていかがでしょうか。

C委員

前回も私Dは不要だって言った覚えがあるんですけど、要は市民参加のルールっていいですかね、規定してあるやつを下回るような事業を1年間やってきたのは、この委員会で審議する必要ない。

だから、ABC評価で、市民参加の条例に従って、一定のルール、運営方法に従って、終わった事業について、委員会の中で、大変よくできましたとかね、もうちょっと努力しましょうとかいう評価はあれなんだけど、それを満たしてないよっていうのをこの委員会で評価する必要ない。

それは事務局側でネグレクトして、市役所の中で処理していただきたいというふうに私は考えています。

委員長

その点は、今年度は14事業、事務局のほうから上がってきておりますけれども、この事業を選ぶっていう段階において、要するに市民参加が全然なされなかったことについては、事務局のほうでは弾くっていうことに今なっているのでしょうか。もう1回その点確認させてください。

事務局

そういった、事務局では弾くといったことはしていません。

委員長

そうしていくべきだというようなご意見ですね。

ほかにいかがでしょう。

D委員

前回言ったと思うんですけど、基準に満たしてないというやつはもう事務局で、それをカットする、そういう権限はあるのでしょうか。あれば、D評価をつくる必要はないと思うんですよ。

ただ、その各課から上がってきたものについて、それをこの委員会に上程すると、そういうことであれば、件数はほとんどないと思いますが、D評価があった方がある種の抑止力になると思います。その辺だと思います。

そういう権限が事務局にあるのであれば、あえて論議することはないわけですから。ないのであれば、つけておくということがあると思います。

C委員

私は事務局に権限があるんじゃないかとこの委員会に権限があると思うんですよ。この委員会でルールを守ってない事業は、審議する必要はないというふうに思っていますんで、それを審査って言いますが、これは対象外ですよっていうのは事務局

さんをお願いしたいという、事務局さんが権限を持っているかどうかではなくて。この委員会は、市民参加条例で決まっています、こういうふうによろよって決まっていますのを満たさないような事業ってというのは、議論すべきではないという風に考えています。

D委員

理屈も分かりましたけれど、そうであればね、今、そういう上がってきたらですね。D評価にすればいいんじゃないかというようなことが私の考えです。

A委員

D評価になるような、事案が出てくるか来ないかというのは蓋を開けてみないと分からないというのがあるのと、仮にD評価に該当するような事案をこの委員会で審議をしなかったとなったら、どこでやる形になるのか。

そうするとそれを議会でやるのかって言うとそれは筋違いだと思います。議会でやるっていうことになると、この市民参加推進委員会は一体何をやっているんだってというような話にならないかなという気がします。

そういうことを考えると、D評価というのは、私はあってもいいのかなっていう気はします。

D評価に該当するような事案は、その部分は、議会ないしは別なところが対応しますよっていうのであれば、そのすみ分けできます。

そうじゃないのであれば、もうこの委員会でしかっていうことであれば、そこはD評価というのはあってもいい、ただD評価があってもいいとするのであれば、ただ私はちょっと一つほど、気になっているのが、複数選択されておらずっていう複数が、どうなんだろう。これが複数っていう言葉は必要なかどうか。そもそも選択されていなかったらどうすんだって話にもなると思います。

あえて私はD評価を入れるのであれば、複数選択するという言葉は省いていいのではないかな。逆に入れるんだとしたら、E評価を作るのかと、さらにどんどん広がるように思います。

ちょっとそこは違うのかなという気はしますが、要は市民参加委員会と、関係する委員会って言ったらいいですかね、議会だったらいいですけど、そのすみ分けさえきちんとしていけば、そこでC評価までにするか、D評価までにするかを考えればいいんじゃないかと思います。

事務局

今、A委員からご質問があった、この市民参加について、ほかで何かD評価になったものを、議論する場があるかっていうと、市民参加の部分についてのみは、ないです。

やはりこの委員会の所掌事務というのは、この市民参加条例の運用に関する評価になるので、やはり、良いものを評価するのももちろんですし、悪いものっていうの、良し悪しの評価になってまいりますので、その範囲はこの委員会で、お任せされているものになります。

また、事務局のほうで、事前に落とせないかという話もありましたが、おっしゃるとおり事後評価的になってまいりますので、各事業がそれぞれ進んでいって最後、結果報告という形で出てきますので、でてきたものに対してちょっと我々のほうで

弾くっていうのも、現在、そういったことは行っていません。

C委員

条例で決まっているので、条例に違反してる場合は、委員会の中でそれを評価しなさいっていう風に聞こえましたが、こういった市の条例ってその条例に違反した場合の扱いというのは、大体そんな感じなんですか。条例で決まっているものについて。

それに基づいて、運用マニュアルというのは作られていて、複数の手法を取り入れなさいっていうふうに書いてあるわけですね。

それに違反して、市民参加の手段が提供されない事業がありましたっていうのは、これは私、条例違反になるんじゃないかというふうに思ったんですね。

それを処罰っていうか、それって、この委員会にあるのかな。

それは、市役所さんの業務の中の何かそっちにあるんじゃないかという風に思いますが。議会とかではなくて。

事務局

こちらの条例違反というような明確な判断基準がもしあるのであれば、そこをこちらで判断することも可能なのかもしれないんですけども、例えば複数選択ってところの部分で、担当課としては、これは複数やったという風に考えて市民参加をやりましたっていう解釈。解釈の問題になってしまうので、そういった部分では条例違反になっているかどうかっていうのは、判断基準として明確でない場合もあるかとは思いますが、その辺りをどう考えるのかによっては、委員会のほうで判断をすることもあるかと思うんですね。

複数必ず使ってくださいって言って、こっちとこっちを選びましたっていう話をしても、これは市民参加とは言えませんねっていう判断をする場合もあるかと思えますので、その辺り全くないっていうような考えでもう切捨てていくのか、判断の余地、解釈の余地があるっていうふうな形で、D評価と判断をすることがあるっていうふうに考えていただくのか、その辺りの議論をしていただければとは思っています。

C委員

3年ぐらい前まではD評価があったんだけど、D評価を廃止しましたっていう、それはね、平成24年に条例ができて、それからずっとやり始めてきた。

みんなやり方がわからなくて、中にはこういう事業もありましたかどうか知らないんだけど、そういう経緯があったりっていうので、D評価は元々あったんですね。

それはもう10年も過ぎてですね、もう市役所の業務マニュアルの中に、市民参加については、こういうふうにするんだっていうのがもう浸透してて、それに外れるようなルール違反な担当課はもう無くなったと、だからもうD評価は要らないんじゃないか。

それは、市が事業を1年やるときに、守るべきルールでそれをやらない担当課長がもしおるんだったら、出てこいっていう話。

だからD評価をやめたっていう経緯があるんですね。

それを、わざわざまた復活させるっていうその大きな理由が私には分かりません。

ここに来て、流山市役所の中でやっている事業っていうのは、大体市民参加のルールってきちんと守ってね、その良し悪しはありますよ。

出来、不出来みたいなことはあるかもしれないけど、その守るべきルールは、それはきちんと守って事業をやっていますよ、市役所はと。

それを我々が、もうちょっと頑張ろうねっていうふうな審査をするというのがABC評価であってね、守ってないやつっていうのを守ってないってここで言うのはもう手後れなんです。

だからD評価は不要じゃないかというふうに私は思います。

副委員長

私は、D評価があったほうが良いと申し上げたのは、まさに今のお話を伺ったところで、D評価があったほうが良いと思いました。

というのは、D評価に該当する事業がなければD評価はいらんじゃないかっていうと、C評価に該当するような事業がないからC評価がいらんじゃないか。

B評価に該当する事業がなければ、B評価がなくなっちゃって、A評価だけでいいんじゃないか。

そうすると、評価する意味がないんですね。

ある意味、評価している意味がないぐらい、レベルアップしていですね。もう、我々存在意義がないよねっていうのは、もちろん流山市がハッピーな状況ではあるんですけど、実際には、なかなか、世界的に見ても、こういうことは起きないということと、それからやはり評価をするという段階で、人間がやることですので、なかなかABC評価があったら、ちょっとC評価ってつけづらいよねっていうのが、評価基準としてC評価に該当していたとしても、C評価ってなかなかつけづらいよね、という判断がどうしても入ってくると思いますし、実際、去年の議論を聞いていて、そういう危機感を思いました。

これってB-なのか、C+なのかと判断になったときに、ちょっとCにする可哀そうだなっていうのがあったと思います。

これって、やっぱりD評価がないからだと思います。

ていうところもあってですね、今の議論の中で、D評価っていうのがあるということが抑止力になる。

D評価をする場所がないっていう意味でも、D評価があったほうが良いと思いますし、我々が評価をするという中で、もちろん来年度になるでしょうけど、委員の方が判断するということを考えて、やっぱりD評価っていうのがあったほうが、きちんと的確に判定されるということがあるのではないかなっていうふうに私は思います。

C委員

もう最後にしますが、先ほどのC評価がなくなれば、C評価はなくてもいいのか、B評価も同様なのかという議論は一つ、違うんじゃないかというふうに思います。

基準があって、市民参加のマニュアルがあって、条例があって、基準がありますと、それに対してABC評価の判断があるわけで、その年度でね、全事業がA評価であった。それもあるかと思えます。全事業がC評価だったっていうのもあるかと思っています。ただ、D評価っていうのはないでしょっていうふうに、思っています。

それと、もう1点ちょっと気になったことは、C評価をつけるのはかわいそうだっていう発言がありますけど、そんな基準で審議をしてたら、とんでもない話で、私はC評価を堂々とつけますよ。それは、ちょっとおかしいのではないか、それは基準が分かってないんじゃないかというふうに思います。

多少そのプラスとマイナスの基準のファジーなところはあると思いますが、このC評価をつけるのはかわいそうだからB評価にしましたなんていう理由を、担当課にフィードバックなんかしたら、この委員会が疑われてしまいます。だからそれはないというふうに思います。

副委員長

すみません、実際に去年の議論の中でそういうことがあったんで、申し上げました。C委員のですね、きちんと、これはこうだからこうだっていう、もちろんそれが大前提として、判断するべきだと思いますが、やっぱり人間なので、我々も。

学生の評価をするときに、Bなんだけど、単位が駄目になるのだけど、Bだしなっていうのがあるもの、ボーダーラインっていう、まさにこのボーダーラインのところっていうのは、色んなところで評価分かれる。

そのときに、どうしても良いほうに評価してしまいがちだと思いますし、多分それは間違っていないのかもしれませんが。

ただ、それって、やはり、その下の評価がない。その下の評価があるとかないとかってというのが多分大きな要因なんですよ。

私が言いたいのは、C委員が、Cに評価されるような事業が、B評価に入れるような判断をされる、評価されてしまうっていうのは問題なんじゃないかなと。人間なので、それが起きてしまう。

これはD評価がないからだと思います。

やっぱりD評価があるからこそ、C評価をつけられる、正しく判断される。

その判断の仕方が正しいかどうかというのは、C委員と私ではやっぱり分かれると思うんですけど、ただ結果を見て、結果どうなるのかっていうところを考えますと、C評価の下にD評価があるっていうのは、結構そういうところでも影響があると思います。

B委員

両者の意見はとてもよくわかるのですが、結論から言うと私はD評価があったほうがいいのか、どちらでいうと、それはちょっと分からないです。

というのは、基準に当てはめて私たちは評価をするので、基準にあっているかどうかで、A評価かB評価かC評価かと判断をして、評価をするので、その下があるからC評価をつけられるかっていうのは、本当は無いらしいなと思います。

判断基準に照らし合わせて評価するので、D評価っていうのは確かに条例にそぐわない形、条例違反となるので、手法を複数選択しなかった事業があればD評価だし、それはまだないと。これからも、こういうふうに複数選択しなさいって書いてあればないと思われま。

それから、その評価は、前年度までの終わってしまった事業を私たちは評価するので、その事業の評価でもあるけれども、それは翌年度以降、その評価を見て、よりよい市民参加をしてほしいっていうために評価をしていると思います。

私はD評価があるかないかということよりも、評価は、各課がみられるようにな

っていますっていつもおっしゃっていますが、実際にご覧になって、担当した方、または、これから担当するかもしれない方とかそうじゃない方など、日頃の事業でお忙しいとは思いますが、なかなか直接的に今やらなければならないこと以外の、過去のフィードバックみたいなものを本当にご覧になっているのかっていうのは、2年前に、終わった事業の担当課を呼んで質問っていう機会を設けてくださったときに、こういう事業や市民参加に関する内容を担当課の方が1人で全部やっていらっしやるって聞いたときに、ちょっとびっくりしたんですよね。

その手法の選択の仕方とかを他の方に相談したりしてないんだって思うことがあったので、D評価があるかないかよりも、私は、私たちが評価した後に、できれば、こんなに時間をかけて、私たちも広報IDを見て、審議会の内容も全部読んで、一応基準に合っているかどうかを評価していくつもりですので、そのあとをフィードバックっていうか、職員さんに見ていただけたらなど、ちょっと思いました。

委員長

難しい議題だと思いますが、ほかにご意見ありますか。

最初はD評価があったんだけど、数年前に無くなって、もう1回改めてっていう形になっていますが、去年8月に、評価に加わって、ちょっと実感したのは、D評価を去年つけたかったという項目がありました。

だから、そのときにD評価があれば、つまりC評価までっていうのは、市民参加の手法は取り入れられているということです。

これは、明らかに市民参加の手法を取り入れられてない基準に満たしていないんじゃないかっていうふうな、全体としては市民参加の手法はそれなりに取り入れられていると思いますが、情報発信の部分については、これはD評価だというようなことはありました。

ですから、そういったときにD評価がないと、正確な評価がつけられないなど私が1年間評価をしてみてもちょっと実感しました。

ですから、そういう意味で、評価を、一つはどういうふうに、その市民参加の手法が導入されている。意味合いとか整理とか、そういったことを評価するというのが趣旨。もちろんそれは確かにそうなんだけれども、プラス市民参加水準に達していないのは、弾く。その弾くっていうことも評価の一環になっていると思います。弾くっていうことをちゃんと評価の中でやるっていうことであれば、私はD評価を入れるべきだと思います。

あとは、そのD評価をつけるかどうかは各委員の判断に任せられている。

ですから、評価ってどこに軸を置くのか、弾くということも含めた評価なのか。

もう市民参加が実施されているってことはもう前提で、その上での評価っていうことになる。

その違いではないかなというのがまずあります。

それからもう一つ、条例がちゃんと運用される上で、条例違反がないかどうかっていうものを判断するのは、多分この市民参加については、この審議会になると思います。

だから、条例違反は、実質はないだろうけれども、つまり、事前にいろんな協議を重ねた上でその事業の展開しているでしょうから、恐らくはないんだろうけれども、でも、その運用された結果では、基準に満たしていないということもあり得るので、だからこの委員会があって、市はそこを判断するというふうな立てつけに一

応条例上はなっている。

あとはその評価をする、内部ですね。委員と事務局。それは事務局がやるべきなのか、我々委員がやるっていうかというところがあります。そういうあたりもどうするか。

多分、私も考えると、事務局はそうやるべきではないと思います。

つまり、形式的に弾けるものだと事務局でやっていいと思うんですけど、先ほど課長がおっしゃったように、解釈が入るものです。

例えば情報発信ということ一つをとっても、どういうふうな情報発信をすることがこの条例の精神にあっているのかどうかなど、解釈ですから、どう解釈すべきかどうかっていうのは、事務局としては、多分委員の意見をもらいたいというところだと思います。

ですから、そういう意味で、これは満たします・満たしていませんよということをお我々が意見として言って、その上で、判断するっていうことが多分事務局的にも求めているところだと思いますので、その辺りを踏まえてどうするかということなんですけど、何かご意見ありますでしょうか。

D委員

以前、D評価があってそれをやめたときの議論が私はわかりませんが、分かりませんが、ただ、今委員長がおっしゃったようにですね、やっぱり評価ですから、要はそのなかに不適切だという項目っていうのはね、あるべきだと思うんです。

別にあるから使えということじゃなくてね、やっぱりそれはABC評価なのかABCD評価なのかは分かりませんが、ただ、その内容として、今私が言っていますように事務局でそういう権限がないのであれば、当然ないと思いますが、上がってきたやつをこちらへ審議に持ってくる、提示するということであれば、やっぱり不適切というのはね、あってしかるべしだと思うんです。

恐らく希望的観測から言えば、ないと思いますけどね、これをつけるケースって非常にまれなケースで、今おっしゃったようにね。

やっぱり評価ですから、不適切だとか、バツだとかは、それはあってしかるべきだと私は思います。

ただ、過去にね、いろいろ議論された。

その辺のところはどうなのかちょっと一旦上げてしまうのだけど、客観的に見て、評価をしていくのであれば、必要だと思います。

A委員

市民参加の実施の予定シートが出てくるタイミングについては、こういった事業をやり出すという企画立案をやった段階において、これ市長決裁なのか部長決裁なのか区分は置いておきますが、その決裁の過程において、並行で、この予定シートっていうのも担当課で作成されるのでしょうか。

この委員会に回ってくるのは、どのタイミングになるのでしょうか。

事務局

一応タイミングといたしましては、各市民参加を実施する前にご提出をお願いしているもので、年2回、4月と10月というところで一旦区切りは設けて、その際

に、今後実施市民参加、パブコメや審議会等を行う場合は、先のスケジュールを予定しているとして、入力をしてもらってご提出いただくので、基本的には実施する前ってところでのタイミングで、このシートは出してもらっています。仮にシートに一つの項目しかなくてっというときには、確かに二つ以上選ばれていませんよねといったところは、お話しはできるかもしれないんですけども、実際にシートに二つ以上の手段が書かれていて、継続して、4月と10月にシートっていうところは更新したものをまた出してもらっていうところはあるんですけども、最終的に結果シートっていうのが出てきたときに、予定シートではするとされていた手法が実際に行われていなかったみたいなケースが仮にあつたら、我々もその、一つしか行われてなかったっていうと、事後評価にはなってしまうので、実際に二つ以上行われてなかったものが、この委員会の審議の場に、来るということも考えられるかなと思います。

A委員

聞きたいことがあります。随時来るのか、そのタイミングを伺いたい。

できた段階において、いわゆる原課ですね、担当課と原課において、要は、「これはこうだよ」「これはまずいよ」というような形がフランクに、そういった形でやれるのであれば、そこは、この条例に基づかないやり方でやろうとしているっていうことになると思います。

ところが結果に関しては、例えば震災なりのことがあって、例えばですよ、諸般の事情によってできなかったって言ったときに、それが、本当にこれは致し方ない部分であったのかどうかという判断は、最後にやるのはしょうがないかなと思います。

なので、最初の段階でどこまで担当課が踏み込めて、その原課に対して、指導という言い方だと、上から目線的な話になってしまうので、「ちょっとまずいんだよね」みたいな話をどこまでやれるのかなと思います。

だとすれば、D 評価を出すリスクというのはかなり低減されるのではと思います。

あとは結果です。であれば、ゼロというのは、先ほど委員長のおっしゃる人間なのでヒューマンエラーがないということはまずあり得ない。ただあってはならない。C委員がおっしゃったように、そんなのけしからは、まさにそのとおりだと思います。

と思いますが、ただ、何て言うんでしょう、言葉は悪いかもしれませんが、戒めというか、こういうのではだめなんだよという意味では、私は使うことはしたくないけども、でも致し方ない。これはダメだねという場合のために、作っておくというのは全然構わないのではないのかなと思います。

だから、どっちかっていうとこれはB委員がおっしゃったようにどっちつかずって言い方をすると、B委員には失礼かもしれませんが、もう悩ましいのは分かります。

ただどちらかと言われると、諸手をあげて私はあつたほうがいいとは言わないけども、どちらかというにあつたほうがいいんじゃないのかなと思います。

委員長

あと、もう一つ申し上げれば、このD評価の、今資料6で案として上がってるのは、さきほど出てきた複数選択され、多分複数選択がされてないケースってのは多

分ほとんどないと思うんですね。

だけど私が申し上げたいのは、二つあるかどうかって判断は多分事務局で見れば、わかると思いますが、だけど、二つ選択するかどうかという視点だけじゃなくって、もっと実質的に、例えばそういう情報発信というの、市民にちゃんと的確に市民が理解できるような情報発信しているのかどうかって、どちらかというと、中身、実質的な部分というの判断。

だから、複数選択はなされてるけれども、本当に形式的で、本当に結果的には形骸化してるような、そういう運用になってるとすれば、これはD評価っていう意味で私はD評価があったほうがいいんじゃないかなっていうふうには、思っています。

けども、実質的って、すごく難しいし、内部的にも、そういう水準で評価されたら、結構厳しいなというふうに思われてしまうところもあるかもしれませんが、市民参加がどれぐらい浸透してるかどうかの水準といいますか、私はそれぐらいあってもいいんじゃないかと、ちょっと個人的には思っています。

A委員

もし、仮にそのような評価になりそうな事案があった場合は、担当課から意見聴取みたいなのをやりましますよね。委員会の中で。もしそういう事案になりそうなものがあれば、その段階で臨時ではあるかもしれないけれども、そこで話を聞く、というやり方で最終判断を下すっていうような方法はありなのかなと思います。

C委員

委員長が今言われているように、一応形式的にやっているんだけど、その中身が問題だよっていうのはね、方法の選択の評価ですよ。

方法の選択と情報提供とスケジュールって三つの観点があつてね、ちょっと情報提供のところが、まずいというふうになればね、その点だけにD評価をつければいいだけの話であつて、総合評価でD評価をつけるのは、それは不要じゃないかと思えます。

皆さん、あつたほうがいいって言ったら良いんですけど、議事録には自分は不要だつていうふうに明記してください。

前の委員に説明ができないので。

副委員長

今、おっしゃった話に、私がちょっとなるほどなと思ったのは、確かに、審議会の中身もそうですし、例えばアンケートをとったときに、意図せずというところであると思うんですけど、回答票が集まらなかった場合や、1000人に配ったけど、1通しか入ってこなかったっていうのは、アンケートとしてちょっと破綻している。今のところないのですが。

あとは、ウェブアンケートとったけど、これの対象としているのが、例えば駅前の景観に対する計画なんだけど、駅前の景観に全然関係ない人たちのアンケート結果だった場合、それしか入ってなかった場合は、あんまり意味がない。

ていうところも含めると、実はこれ2件やっていますよっていうふうにかウントとしてはあるのだけれども、中身として、1件になり得ないよねっていうのがある可能性がある。というところでは、D評価というのは、今、委員長の話を伺うとそ

うだよねと思います。

あと抑止力という意味でも、そういうことあってはいけないんだよってということの意味でも有効なんだなと今ちょっと思いました。

委員長

難しい。いろいろご意見を頂いて、確かにD評価があったんだけど、なくなってというふうな流れになっています。

ご意見踏まえた上で、これまでいろいろ評価を変えたってというふうな経緯もあったかと思いますが、今改めて皆さんの意見等々も踏まえた上で、一応その評価する選択肢はあったほうがいいのではないかと、というふうには思いますし、またその中身をどうするか、運用をどうするかという部分はもうちょっと詰めたほうがいいかなっていうふうに思います。

そこはもうちょっと詰めさせていただくとして、D評価も一応評価基準の中には加えるという形にさせていただいて、基準や運用の在り方あるいは手続の踏み方等々については、もうちょっと今後、次の問題として揉んでいくという形で掲載させていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

副委員長

前回、無くされたというところ、その経緯があったからこそ、これだけ、D評価に対する議論ができたというのは非常に有意義だったと思います。

D評価だけじゃなくて全体の判定についてどうあるべきなのかという議論ができた、非常に有意義だったと思いますので、その点も含めて、とどめていただければと思います。

A委員

D評価は、私はどちらかというかと賛成というか賛成よりの意見です。

D評価はもうこの場で「ある」という決定っていう解釈でよろしいのでしょうか。

委員長

一応委員会としては、決定とさせていただければと思います。

A委員

なぜこだわっているかというのと、決定をしてから、後になってからどういう運用にするかを決めるのは、順番が違う。

つまり、決定することを前提に、その運用の仕方を決めていって、最後、D評価をつくるよというふうにするのが順番なのかなと。

つまり、最初に粹だけをつくってしまって中身がないってというのはちょっと違う。

なので、D評価をつくることを前提にこれからその運用の仕方をどのようにしますかっていうのであれば、私はなるほどねと思うのですが、最初からD評価をありとするって言った上で、そこからその運用を決めましょうというのは、ちょっと順番が違うかなと思います。

いかがでしょうか。

委員長

ここの作業としては、そういった理解で私は特に、問題ないと思いますけれども、要するにD評価を復活させるというふうなことを前提に一応詳細を固めるというふうな、そういう理解でよろしいでしょうか。

C委員

私の理解はね、普通に5対1で決まりました。ありとしてね。作業されるのは、次でしょう。多分次の委員なんですよね。

だから、我々の責任としてやらなければいけないのは、運用っていうのをどういうふうに具体的に、決めていくかっていうのを、この1年間でやって引き継がなければいけない、そういう理解をしたんですね。

ただ、一応報告がありました、運用は次の委員に向けて、D評価というのはこういうことだと具体的に議論してね、引き継ぐ、そういう機会だから、間に合っているんじゃないのかなと思います。

今年の、令和5年度事業評価にはD評価がないのですから。そういうことだと理解してます。

委員長

D評価を次年度以降復活させるという風なことで、またその運用の部分については、今年度の評価もありますから、その中で、もうちょっとこういうふうな運用、やっぱりD評価をこういう部分でこういうふうにしたほうがいいよねっていうような確認をしながら、今年度についてはD評価ないけれども、一応評価をこれから進めていき、その確認をしながら、次年度に引き継いでいくっていうような形にできると、実質的部分も含めて、D評価を確立していくことができると思います。

一応、今年度はそういうふうなことを念頭に置いた上で、D評価はないけれども、今年度分としての評価をして、次年度については、そういう形で、最終的にはまとめて、それを引き継ぐというふうなことにするというのを、今日の段階で確認させて頂ければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは議題の二つ目は以上とさせていただきます、三つ目「その他」についてということで、事務局のほうから、説明をお願いします。

事務局

本日はご審議ありがとうございました。

議題(3)「その他について」2点ご報告いたします

1点目、(資料8)【令和6年4月改訂】市民参加手続案内(職員向けマニュアル)についてです。(資料7-1)主な変更点をご覧ください。

≪資料の要点読み上げ≫

2点目、(資料7-2)主な変更点をご覧ください。

≪資料の要点読み上げ≫

次回の会議の開催日時は、6月26日（水）午前10時から、第2庁舎302会議室での開催となります。

また、委員会終了後、質問表のデータをメールで送付いたしますので、ご質問のある方は、6月3日（月）までにご提出をお願いします。

よろしくお願いいたします。

委員長

以上で、本日の議事は終了しました。

お疲れ様でした。

[閉会 12時]